

弟子屈町モンベルフレンドショップ募集要項

1. 目的

この募集要項は、弟子屈町と釧路市が共同で（株）モンベルのモンベルフレンドエリアに登録して、同社の制度を活用して情報発信を行う取組の一つとして、モンベルクラブ会員（以下「クラブ会員」という。）に対して地域の魅力発信及び優待サービスを行う町内の事業者（以下「フレンドショップ」という。）を募集するために、内容や手順等を弟子屈町（以下「本町」という。）が定めるものです。

2. モンベルクラブとは

モンベルクラブは、総合アウトドアメーカー「（株）モンベル」がアウトドアを楽しむ人をサポートするために1986年にスタートした有料制の会員組織です。同社は、クラブ会員に「フレンドエリア」として登録された地域のアウトドアフィールドやツアーの情報を提供しています。

本町では、令和4年度中に釧路市と連携し「フレンドエリア」に登録し、全国で104万人を超えるクラブ会員にアウトドアイベント情報や市内各施設、店舗情報等を発信して行くこととしています。

3. フレンドショップとは

フレンドショップとは、フレンドエリア内にあり、クラブ会員が来店した際に優待サービスを提供する施設やショップです。

フレンドショップは、クラブ会員に対して優待サービスを提供することが条件ですが、モンベルのホームページ内にフレンドショップごとの専用ページが作成され、施設やショップを宣伝することができます。

4. フレンドショップ登録特典

（1）Webによる宣伝

モンベルのホームページ内にフレンドショップごとのページが作成され、施設名、特徴、営業日、住所、電話番号、地図、優待サービスなどの情報が掲載できます。また、フレンドショップで開催するイベント情報も、モンベルホームページ内で掲載されます。

（2）その他告知ツールを利用した宣伝

以下のモンベル告知ツールを利用して施設の宣伝が可能です。

- ・モンベルクラブ会員特典ガイド（年1回発行）※掲載無料
- ・モンベル直営店へのチラシ設置（300円＋税／月）

また、定期的に開催するキャンペーン企画などにご参画いただくことで、通常掲載とは別にモンベルウェブサイト特集ページでの告知ができます。

〈告知・掲載媒体〉

- ・モンベルウェブサイト特集ページ
- ・会報誌OUTWARD

(3) モンベル製品の特別掛率販売

お揃いのチームウェアやお祝いの品、イベントの参加賞・記念品・施設備品やレンタル用などに、モンベル製品を特別掛率で購入できます。オリジナルプリントや刺しゅう加工などを施す「カスタムオーダー」も可能です。

5. フレンドショップ登録要件

- (1) 弟子屈町内に施設または店舗があること。
- (2) 会員証を提示したクラブ会員に対して優待サービスを提供すること。
- (3) フレンドショップであることを示すステッカーやカウンターサインを施設や店舗入口、カウンターに設置できること。(カウンターサインやステッカーは、登録後にモンベルから配布されます。)
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「新北海道スタイル」などの対策を実践している事業者であること。
- (5) 事業者の業種は特定しません。他の地域ではアウトドアショップやガイド事業者、飲食店、お土産物店、ホテルなど幅広く登録されています。アウトドアのイメージとかけ離れた施設やモンベルクラブの趣旨にそぐわない施設等につきましても、登録をご遠慮いただく場合があります。

6. 優待サービスについて

(1) 優待サービスの内容

優待サービスの内容は、各事業者で決めていただきます。(例: 宿泊料10%割引、ツアー参加料金500円引き、ワンドリンクサービスなど)

(2) 優待サービスの範囲

料金を支払って施設または店舗を利用するクラブ会員が対象です。会員以外や立ち寄っただけの方はサービスの対象となりません。会員本人以外の同行者のサービス適用は、各事業者の判断で優待サービスの対象とすることができます。

(3) 他の割引サービスとの併用

施設や店舗が行っている他の割引サービスとの併用はできません。

(4) ご遠慮いただいている特典

初回のみや期間限定サービス、姉妹店やチェーン店で利用できる特典、常に

どなたにでも提供しているオープン特典などをご遠慮願います。この他にもメンバーの審査によって優待サービスの変更を求められる場合があります。

(5) 年度途中での特典変更について

年度（4月1日～翌年3月末日）途中での特典内容の変更はご遠慮ください。

7. 募集期間

随時募集します。応募の時期によっては、その年の登録特典が受けられない場合がありますのでご了承ください。

初回登録分の受付は令和4年9月5日（月）12時までとします。

8. フレンドショップ登録

フレンドショップの登録料は無料です。

9. 申込方法

別紙の申込用紙（町公式ホームページからダウンロードできます）に必要事項を入力の上、必要な画像とともに弟子屈町観光商工課まで電話で申し込むことを伝えた後、メールでご提出ください。その他の提出方法をご希望の場合は、別途ご相談ください。

※必要な画像

施設や店舗の外観、館内、体験イベント時の画像など宣伝用に2枚以上。
解像度は短辺2,000ピクセル程度のもの。

10. 受付窓口・問合せ先

〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号

弟子屈町 観光商工課 秋山

電話015-482-2940（課直通）

メールアドレス masyuko1@masyuko.or.jp

令和4年8月16日施行